

36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45

46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51

別表第七七の表中	42	42	43	44	44	45	45
----------	----	----	----	----	----	----	----

46	46	47	47
----	----	----	----

44	44	45	46
----	----	----	----

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

2 この規則による改正後の規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

3 平成十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に昇格した職員で当該昇格の日におけるこの規則による改正前の規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により決定された号給（以下「改正前の号給」という。）の給料月額が同日において改正後の規則の規定により決定される号給（以下「改正後の号給」という。）の給料月額を超えるものの号給は、同日における改正前の号給をもって、その者の同日における改正後の号給とする。

人事委員会規則七―四五（初任給調整手当）及び人事委員会規則八―七（職員の大学院派遣研修費用の償還）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十一日
秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七―四五（初任給調整手当）及び人事委員会規則八―七（職員の大学院派遣研修費用の償還）の一部を改正する規則

第一条 規則七―四五（初任給調整手当）の一部を改正する。

第三条中「学校教育法第九十四条の規定による廃止前の専門

学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。」を削る。

第六条第一項中「（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）」を削る。

（規則八―七（職員の大学院派遣研修費用の償還）の一部改正）

第二条 規則八―七（職員の大学院派遣研修費用の償還）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第六十八条の二第四項第二号」を「第四百条第四項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

人事委員会規則一一―一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十一日
秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一―一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一―一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一湯沢市本庁の項中「二課長」を「一会計管理者、課長」に改め、同表大仙市本庁の項中「教育委員会」教育長、教育次長、

「会計課」会計管理者、課長、

「教育委員会」教育長、教育次長、

平成十九年九月二十八日（号外第六号）掲載の人事委員会規則（人事委員会規則七―〇（初任給、昇格、昇給等の基準）等）の一部を改正する規則（原稿誤り）

三―中―三三六―第二条―第三条

（印刷誤り）

四―中―三三五―第四条第二号―第四項第二号

正 誤	
ページ	段 行 誤 正

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）
秋田県 秋田山王四丁目一番一号

印刷所 秋田山王七丁目五番二十九号
印刷者 秋田山王七丁目五番二十九号

